

本日討議いただきたい事項

(銀行等における AML/CFT の高度化・効率化に向けた対応)

1. 背景

銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）に対しては、為替取引等に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」）として、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」）において、取引時確認や疑わしい取引の届出などの履行義務が、また、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）において、同法に基づく許可等を受けているかどうかの確認や本人確認の履行義務などが課されている。

銀行等における AML/CFT については、金融活動作業部会（FATF）による「第 4 次対日相互審査」（以下「FATF 審査」）における結果も踏まえ、各銀行等において継続的な顧客管理¹を適切に行っていくことと併せて、中核的な業務である「取引フィルタリング」「取引モニタリング」²の高度化・効率化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした課題への対応に関し、中小規模の銀行等を中心にシステムの整備や人材の確保等の面で課題があることも踏まえ、現在、全国銀行協会において、AML/CFT 業務の共同化に向けた検討が進められている。

2. 銀行等による AML/CFT 業務の共同化

(1) AML/CFT 業務の共同化の意義

マネー・ローンダリング等の犯罪については、一般に、その対策が十分でない銀行等が狙われる等の指摘がある。こうした観点から、各銀行等における単独での取組みに加え、銀行等が業界全体として AML/CFT の底上げに取り組むことは意義がある。また、銀行等による AML/CFT の実効性向上は、詐欺等の犯罪の未然防止や犯罪の関与者の捕捉に直結するほか、被害者の損害回復にも寄与するものであり、利用者保護の観点からも重要な意義を有する。

¹ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年7月）において、「顧客管理」は、個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断し実施する一連の流れと定義している。

² 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年7月）において、「取引フィルタリング」「取引モニタリング」を以下のとおり定義している。

・「取引フィルタリング」：取引前や制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法。

・「取引モニタリング」：過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法。

(2) 共同化の対象（対象業務・対象取引・対象金融機関）

AML/CFT については、顧客管理と取引フィルタリング・取引モニタリングを組み合わせることで実効性を高めることが重要である。各銀行等において、AML/CFT の基盤となる預金口座等に係る継続的な顧客管理を適切に行うこととあわせて、リスク・ベース・アプローチの考え方³、一般にリスクが高いとされる為替取引に関する「取引フィルタリング」「取引モニタリング」⁴について、システムを用いた高度化・効率化を図っていく必要がある。

共同化の対象としては、FATF 審査の結果⁵や共同化による実効性・業務効率向上の観点を踏まえ、銀行等の委託を受けて、為替取引に関して、以下のア・イの業務を行うことを対象とすることが考えられる⁶。

ア 顧客等が制裁対象者⁷に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング関連の業務）⁸

イ 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング関連の業務）⁹

なお、通常は、アの業務については、制裁対象者との取引の未然防止の観点から、イの業務については、行った取引について、犯収法に定める疑わしい取引の届出の要否を判断する観点から、それぞれ行われることになるものと考えられる。

³ FATF 勧告においては、限られた資源で、機動的・効果的な AML/CFT を講じるために、マネー・ローンダリング等のリスクを特定、評価した上で、そのリスクの大小に見合った低減措置を講ずること（リスク・ベース・アプローチ）を要請している。

⁴ 銀行等は、預金や送金等の様々な商品・サービスを提供しているが、日本においては、内国為替取引や外国為替等の為替取引がマネー・ローンダリングの多くの事例において悪用されている（参考：国家公安委員会（2020年11月）「犯罪収益移転危険度調査書」）。この点に関して、当局が把握するマネー・ローンダリング等に悪用された主な取引等の件数は全体のごく一部であり、その背後には当局に把握されていない相当数の事案があるのではないかと指摘があった。

⁵ FATF 審査においては、以下の評価等がなされている。

- ・取引フィルタリングシステムについては、ほとんどの金融機関で導入されているが、効果は限定的。
- ・取引モニタリングシステムについては、①適切なシステムを導入しているのは、非常に限られた数の金融機関、②システムを導入していない金融機関も多く、導入している多くの金融機関では、誤検知が多く、その有効性が不十分、③業界団体の中にはシステムの共同化の動きがあり、AML/CFT に係る義務の履行を改善するために役立つツールとなりうる、④金融機関が、顧客管理のデータと取引モニタリングを統合した、適切かつ包括的な情報システムを導入することを確実に履行すべき。

⁶ AML/CFT の実効性を確保する観点から、各金融機関等の規模・特性やリスクを踏まえつつ、それぞれの取引タイプに合わせた取引フィルタリング・モニタリングや顧客管理が行われる必要があることや、高度な技術や知見も必要となることを踏まえれば、全ての取引を対象とするのではなく、為替取引を対象として共同化を行うことが現実的との指摘があった。

⁷ 我が国においては、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（「テロリスト財産凍結法」）に基づき、制裁対象者等のリストが公告又は指定されている。また、金融機関等に対しては、制裁対象者等が新たに指定等された際には、遅滞なく当該リストを取り込み、取引フィルタリングを行うことが求められており、各金融機関等が個別に当該リストを取り込む等の対応を行うことは業務負担が大きいとの指摘があった。

⁸ 一般論として、共同機関による、①政府機関等からの制裁対象者リストの取得については、個人情報保護法第17条第2項第2号（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）又は第5号（当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、同法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合）に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができる、また、②共同機関を利用する銀行等への取得したリストの提供については、同法第23条第1項第2号（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく提供することができるものと考えられる。

⁹ 各金融機関等において、顧客属性や顧客のリスク評価に応じた検知のためのシナリオや敷居値の設定及びその有効性検証を通じた継続的な改善を適切に行うためのノウハウや人的リソースの確保が課題となっており、共同化による対応の高度化が期待されるとの指摘があった。

3. 上記業務を共同化して実施する主体（以下「共同機関」）に対する業規制のあり方

(1) 基本的な考え方

犯収法等に基づく AML/CFT の履行義務は、各銀行等に対して課されており、共同機関の利用は各銀行等の経営判断に基づき行われるものである。また、銀行等が共同機関を利用する場合、委託元の銀行等は銀行法等に基づき、委託先である共同機関の業務の適正性を管理・監督することが求められ¹⁰、当局は、委託元の銀行等の管理・監督を通じて、共同機関の業務の実施状況等を把握することとなる。

- この点、共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、
- ・ 銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれがあるほか、
- ・ 共同機関の業務は、AML/CFT 業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる、と考えられる。

このような場合¹¹を念頭に置いて、共同機関に対する業規制を導入し、当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保する制度的手当てを行う必要があると考えられる¹²。

こうした対応は、金融のデジタル化の進展や、マネー・ローンダリング等の手口の巧妙化を踏まえ、国際的にもより高い水準が求められる AML/CFT の適切な実施にも資するものと考えられる。

(2) 業規制の具体的な内容

① 参入要件

共同機関は、多数の銀行等から委託を受けて、AML/CFT の中核的な業務を営むことが想定されることから、一定の財産的基礎を求めつつ、共同機関の業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態（取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの）とすることが考えられる。また、情報システムの適切な管理・運用や個人情報データの適正な取扱い、更には実効的な取引フィルタリング・取引モニタリングの実施といった業務を的確に遂行できる体制の確保等が重要となると考えられる¹³。

¹⁰ 例えば、銀行法第 12 条の 2 第 2 項において、銀行は、「その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない」とされている。

¹¹ 例えば、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）として、2021 年 11 月現在指定されている預金取扱等金融機関の預金量の規模（2021 年 3 月末現在、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）に指定されている預金取扱金融機関は除く。）が、約 30 兆円から約 60 兆円程度であること等も参考に検討することが考えられる。

¹² 委託元の実効的な管理監督が期待できる場合や委託を受ける業務が小規模な場合等の一定の態様で業務が行われる場合には、業規制の直接の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。

¹³ 共同機関においても、銀行等の委託を受けて取引フィルタリング・取引モニタリングを行う中で、マネー・ローンダリング等のリスクを適切に評価し、自律的に分析を高度化していくための体制確保が重要との指摘があった。

② 兼業規制

上記の取引フィルタリング・取引モニタリング業務に関連するものとして、例えば、制裁対象者リストの情報を共同機関の利用者となる銀行等に提供し、銀行等の継続的な顧客管理に活用してもらうことや¹⁴、銀行等に対して、AML/CFT の研修を行うこと、更には、取引フィルタリング・取引モニタリングの分析の高度化に向けたコンサルティングを行うこと¹⁵などが考えられる。また、銀行等以外の金融機関に対し¹⁶、制裁対象者リストの情報を提供すること¹⁷なども想定される。

一方で、取引フィルタリング・取引モニタリング業務と関連のない他業を幅広く営むと、後述の個人情報の適正な取扱い等との関係で、支障が生じうる可能性もあると考えられる。

③ 個人情報の取扱いに係る体制整備義務等

共同機関は、個人情報データベース等¹⁸を事業の用に供することとなるため、他の個人情報取扱事業者と同様に、利用目的の特定や通知等といった個人情報保護法に基づく各種規制・監督等に服することとなる。更に、政府機関等が公表する「制裁対象者リスト」や、銀行等が利用者から取得した「顧客情報」や「取引情報」といった個人情報を含む多くの情報を取り扱うこととなるとの業務特性に鑑み、銀行等と同様に¹⁹、個人情報保護法の上乗せ規制として、以下の体制整備義務等の規律を法令において課すことが考えられる²⁰。

- ・ 情報の安全管理措置²¹
- ・ 個人利用者情報の安全管理措置等²²
- ・ 非公開情報の取扱い²³

¹⁴ 共同機関が最新の状態に維持・更新する制裁対象者リストの情報を銀行等に提供することにより、各銀行等における継続的な顧客管理の一環として行われる当該制裁対象者リストと預金口座（顧客）との「遅滞なき照合」に寄与するものと考えられる。

¹⁵ 各金融機関等において、AML/CFT の高度化に向けたノウハウや人的リソースに制約がある中、共同機関において蓄積されることとなる AML/CFT の実効性向上に資する知見等については、その積極的な発信・共有が期待されるとの指摘があった。

¹⁶ 例えば、犯収法において、銀行等以外の金融機関に対しても、取引時確認や疑わしい取引の届出などの履行義務が課されているほか、国際テロリスト財産凍結法において、「何人も、公告国際テロリストを相手方として規制対象財産（金銭や有価証券）の貸付け等の行為を原則してはならない」とされていることから、銀行等以外の金融機関においても、制裁対象者リストを活用する必要がある。

¹⁷ この場合における、共同機関による①政府機関等からの制裁対象者リストの取得、②各金融機関への取得したリストの提供については、一般論として、脚注 8 と同様の整理に基づいて行われるものと考えられる。

¹⁸ 個人情報保護法第 2 条第 4 項において、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものや特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの等とされている。

¹⁹ 例えば、銀行法第 12 条の 2 第 2 項において、「その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い」を確保するための措置を講じなければならないこととされ、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 5 から第 13 条の 6 の 7 までにおいて、「個人顧客情報の安全管理措置等」「特別の非公開情報の取扱い」等が規定されている。

²⁰ 共同機関については、銀行等と同様に、金融分野（金融庁が所管する分野）における個人情報取扱事業者として、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（個人情報保護委員会、金融庁）」の適用を受けることとなるものと考えられる。

²¹ 業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講ずべきこと。

²² 共同機関が取り扱う個人である銀行等の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るための措置を講ずべきこと。なお、共同機関における情報の安全管理措置については、その具体的な業務態様等を踏まえ、適切に講じられる必要がある。

- ・ 目的外利用の禁止²⁴
- ・ 秘密保持義務²⁵

④ 検査・監督

当局による検査・監督権限を規定し、上記の取引フィルタリング・取引モニタリング業務の実施状況やそれに伴う個人情報の取扱いに係る体制整備の状況等²⁶について、モニタリングすることが考えられる。

なお、共同機関における不適切な業務運営の結果、業務を委託した銀行等において、犯収法等が求める AML/CFT に係る義務等の履行が不十分なものとなった場合には、当局としては、まずは、共同機関に対する監督権等の行使により対応を行うこととなるものと考えられる。

4. 個人情報の適正な取扱い

共同機関による個人情報保護法や上乗せ規制（体制整備義務等）の履行状況等は当局による直接のモニタリングの対象となるが、銀行等から共同機関への個人情報の提供に際しての本人同意の取得等については、まずは各銀行等と共同機関において、その業務態様を踏まえ、個人情報保護法や同法のガイドライン等に則して、適切に対応する必要がある。

共同機関で想定される業務態様を前提とすると、共同機関における個人情報の取扱いについて、一般論として、以下のとおり整理できると考えられる。

(1) 利用目的の特定・通知又は公表

銀行等は共同機関に利用者の個人情報等を提供することになる。個人情報保護法で求められる利用目的の特定・通知又は公表との関係については、現行の銀行等の実務を前提とすると²⁷、一般論としては、現在通知・公表されている利用目的の範囲内となるものと考えられる。

(2) 共同機関への個人情報の提供に際しての本人同意の取得等

ア 共同機関における個人情報等の分別管理

共同機関が、

- ・ 各銀行等から提供を受けた個人データ²⁸を、各銀行等から委託された業務の範囲内で

²³ 共同機関が取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講ずべきこと。

²⁴ 共同機関の役職員等の業務上知り得た情報の目的外利用の禁止等（共同機関から委託を受けた者等についても同様）。

²⁵ 共同機関の役職員等の業務上知り得た秘密を保持すべきこと（共同機関から委託を受けた者等についても同様）。

²⁶ 共同機関においては、その行う取引フィルタリング・取引モニタリングの実効性を確保する観点や個人情報の適正な取扱いを確保する観点等から、内部又は外部による監査等が適切に行われることが重要である。

²⁷ 銀行等は、一般に、AML/CFT 業務の実施のために必要な個人情報の取扱いに関して、「犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため」に利用する旨を利用目的としてウェブサイト等で公表等し、各利用者の個人情報を取得している。

²⁸ 個人情報保護法第2条第6項において、「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいうとされている。

のみ取り扱い、各銀行等別に分別管理する（他の銀行等のものと混ぜない）

- ・ 各銀行等の取引等を分析した結果（個人データを含む）は、委託元の各銀行等へのみ通知する（他の銀行等と共有しない）

場合には、一般論として、

- ・ 銀行等の行為は「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」²⁹ ³⁰に該当すると考えられ、
- ・ 銀行等は、あらかじめその利用者の同意を得ることなく、当該個人データを共同機関に提供できると考えられる。

イ 機械学習の学習済みパラメータの共有

共同機関における分析能力の向上を図る観点から、

- ・ 上記アに加え、共同機関が、ある一つの銀行等からの委託を受けて、当該銀行等の利用者の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて、当該銀行等のために生成した学習済みパラメータ（重み係数）³¹を、共同機関内で共有し、他の銀行等からの委託を受けて行う分析にも活用する

場合には、一般論として、

- ・ 当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人情報」にも該当しないと考えられ³²、
- ・ 銀行等は、あらかじめその利用者の同意を得ることなく、当該パラメータを共同機関内で共有し、他の銀行等の分析に活用できると考えられる。

このように、共同機関においては、業規制等に基づく適切な規制・監督等の下で、

- ・ 各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しない、
- ・ さらに、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有する、

ことにより、個人情報の保護を適切に図りつつ、プライバシーにも配慮した形で、共同化によるAML/CFTの実効性向上等との適切なバランスが確保されるものと考えられる³³。

²⁹ 個人情報保護法第23条第5項第1号

³⁰ この場合においては、一般に、共同機関が取り扱う個人データは、委託元の銀行等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有しているため、委託元の銀行等における「保有個人データ」（個人情報保護法第2条第7項）になり、共同機関における「保有個人データ」にはあたらないと考えられる（個人情報保護委員会（2021年9月10日更新）『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A, 14頁, 1-56）ことから、こうした各種の対応については、共同機関との連携の下、委託元の銀行等が適切に対応することとなるものと考えられる。また、共同機関が取り扱う個人データの漏えい等の事態が発生した場合における当局に対する報告や本人に対する通知についても、同様の対応となるものと考えられる。

³¹ 学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数をいう。

³² 個人情報保護委員会（2021年9月10日更新）『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A, 2頁, 1-8

³³ 共同機関において、各銀行等から提供された個人データを共有して利用する場合は、ある銀行等から他の銀行等への個人データの第三者提供に該当するため、原則本人同意が必要となる。

【論点1】

上記のような整理について、どう考えるか。また、他に留意すべき点はあるか。

5. 共同機関を含む AML/CFT 業務に係る国民への周知・広報等

(1) 共同機関を含む AML/CFT 業務に係る国民への周知・広報

AML/CFT 業務の円滑かつ実効的な実施にあたっては、継続的顧客管理としての定期的な本人情報の確認や個人情報の取扱い等について、国民の理解を得ることが不可欠である。このため、各銀行等だけでなく、政府としても AML/CFT の各取組みに関する周知・広報を行うなど、官民一体となった取組みが求められる。

この観点から、例えば、共同機関の業務について、銀行等の利用者を含めた国民の理解を深めることができるよう、以下の取組みを行うことが考えられる。

- ・ 共同機関を利用する銀行等において、現在通知・公表されている個人情報の利用目的について、より分かり易いものとなるよう³⁴検討する
- ・ 共同機関の業務内容等についての銀行等や共同機関における情報の適切な提供に加えて、政府においても、共同機関を含む銀行等における AML/CFT の取組みの重要性等について、国民に分かり易い形で周知・広報を行う

(2) 今後の課題

今般の共同機関の業務は、個人情報の保護に配慮しつつ、銀行等における AML/CFT の高度化・効率化を図るものである。この点、一部の国においては³⁵、利用者の個人情報を含む情報を各銀行等との間で共有すること等を通じ、AML/CFT の実効性をより高めようとする取組みがあるが、わが国においては、分析の実効性向上に資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報でない形）で共有し、銀行等の業界全体として対策

³⁴ 現行の銀行実務等を踏まえると、一般論として、当該対応は、利用目的の特定し直しであり、利用目的の変更には該当しないものと考えられる（参考：個人情報保護委員会（2021年8月2日公示）『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示案』に関する意見募集結果』, 41頁, 番号44）。

³⁵ FATF のレポート（FATF（2021）, Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection, FATF, Paris, France）によると、例えば、オランダでは5つの大手銀行が参加し、為替取引に関し、個々の銀行では検知できない異常な取引パターンを検知するシステムを構築し、分析の高度化を図る取組みを実施している（Transaction Monitoring Netherlands (TMNL)）。TMNL が異常な取引の可能性等を示唆する一連の為替についてフラグを立てると、決済チェーンの全ての参加者は、取引に関するアラートを受領する。受領銀行は、TMNL から受領したアラートを独自にレビューして、オランダの関係当局（FIU）に疑わしい取引に係る届出を行うか個別に判断する。なお、こうした取組みに係る個人情報の取扱いと EU の GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）との関係の整理に対応するための法改正案については、2021年11月時点において、国会には提出されていない。

また、同レポートによると、例えば、アメリカでは、USA PATRIOT ACT 314条（b）において、民間金融機関等の間で、マネー・ロンダリング又はテロリストが関与する活動に関連すると信じる合理的な根拠を有している場合に、テロリスト又はマネー・ロンダリングに関与している可能性のある個人等の情報を共有すること（あくまで任意）について、法令等に基づく責任を負わない旨規定している。

さらに、シンガポール金融管理局（MAS）が、2021年10月に公表したコンサルテーションペーパー（Monetary Authority of Singapore (2021), CONSULTATION PAPER on FI-FI Information-Sharing Platform for AML/CFT）によると、シンガポールでは、AML/CFT のための金融機関の間の情報共有に関し、金融機関が相互に情報共有を行う安全なデジタルプラットフォーム（MAS が所有・運営する「COSMIC」）を開発し、COSMIC 上で共有するリスク情報を管理する法的なフレームワークを導入することが提案されている。これが実現すれば、金融機関の間での情報の共有が AML/CFT の目的の下で、適切な方法で行われ、金融機関が、顧客の不正行為を疑う合理的な理由があるか調査したり、顧客が疑わしい取引を実施していることを他の金融機関に警告したりすることが可能になる（当該プラットフォームは 2023 年中頃に提供を開始予定）とされている。

の底上げを図ることが重要と考えられる。

AML/CFT の更なる実効性向上策として、各銀行等の中の個人情報の共有を可能とする等の対応については、共同機関を含む AML/CFT 業務に対する国民の十分な理解を得ていく中で、今後の共同機関における業務実施状況やマネー・ローンダリング等に関するリスク環境の変化等を踏まえ、検討すべき課題であると考えられる。

【論点 2】

上記の共同機関を含む銀行等における AML/CFT 業務に係る国民への周知・広報について、どう考えるか。

(以 上)